

教育委員会10月定例会
議題(2)

委員長職務代理者の指定について
議事運営のため、次期委員長職務代理者の指定を求める。

2015年(平成27年)10月21日提出

藤沢市教育委員会

委員長職務代理者 小竹 伊津子

任 期

2015年(平成27年)11月1日から2016年(平成28年)10月31日まで

提案理由

藤沢市教育委員会委員長が2015年(平成27年)10月7日をもって委員を辞職したため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、次期委員長職務代理者の指定を求める。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋
(委員長)

第12条 教育委員会は、委員(第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。